

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとする。 (附則第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

一 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとする。 (附則第二項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けるものとする。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第四項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成三十年度」を「平成三十五年度」に改める。

附則第三項中「平成三十一年度」を「平成三十六年度」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第二条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第六条第三項中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中

「平成三十一年度」を「平成三十六年度」に改める。

附則第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第六項中「平成三十一年分」を「平成三十六年分」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成三十一年度以降に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法（以下この条において「新奄美法」という。）第五条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項まで及び第二章第三節の規定を適用する。

2 新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の

負担金、補助金又は交付金に係る事業で新奄美法第一条に規定する奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

3 新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金に係る事業で新奄美法第一条に規定する奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第六条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成三十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠原法」という。)第六条第一

項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成三十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八

十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

平成三十六年三月三十一日

小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第二条第一項の表中

平成三十七年三月
三十一日

を

平成三十七年三月
三十一日

に改める。

附則第四条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

理由

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成三十年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）（第二条関係）	2
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第五条関係）	4
○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）（附則第六条関係）	6
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第七条関係）	8

改 正 案	現 行
<p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>5～12（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継並びに平成三十五年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用については、別に法律で定める。</p> <p>3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十六年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>4～10（略）</p>	<p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 振興開発計画は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>5～12（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継並びに平成三十年年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用については、別に法律で定める。</p> <p>3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>4～10（略）</p>

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～11（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成三十六年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3（略）</p> <p>4（宅地評価土地に係る価格の決定の特例）</p> <p>4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 振興開発計画は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～11（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成三十一年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3（略）</p> <p>4（宅地評価土地に係る価格の決定の特例）</p> <p>4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、</p>

当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5 (略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成三十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7・8 (略)

当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5 (略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成三十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7・8 (略)

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
期限	（削除）	期限	平成三十一年三月三十一日
事務	（削除）	事務	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
（略）	（略）	（略）	（略）
日	平成三十五年三月三十一日	日	平成三十五年三月三十一日
（略）	（略）	（新設）	（新設）
日	平成三十六年三月三十一日		
	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策		

(略)	
(略)	の企画及び立案並びに推進に関すること。
(略)	
(略)	

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
附則 1・2（略）				附則 1・2（略）			
3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。				3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。			
期 限	事 務	期 限	事 務	期 限	事 務	期 限	事 務
（削除）	（削除）	（略）	（略）	平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ	（略）	（略）
平成三十五年三月三十一日	（略）	（略）	（略）	平成三十五年三月三十一日	（略）	（略）	（略）
平成三十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ	（略）	（略）	（新設）	（略）	（略）	（新設）

4	
(略)	(略)
(略)	ト。

4	
(略)	(略)
(略)	

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期	限	期	限
（削除）		平成三十一年三月三十一日	
事	務	事	務
（削除）	（削除）	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
（削除）	（削除）	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

	(略)	平成三十五年三月三十一日	平成三十六年三月三十一日
	(略)	(略)	<p>奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号</p>

	(略)	平成三十五年三月三十一日	(新設)
措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>平成三十七年三月三十一日</p>		<p>(略)</p>	<p>(第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(審議会等の設置の特例)</p> <p>第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。</p> <p>2 平成三十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。</p>			
<p>平成三十七年三月三十一日</p>		<p>(略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p>(審議会等の設置の特例)</p> <p>第四条 平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。</p> <p>2 平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。</p>			

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）	1
○ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）	3

○ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。

第二章 奄美群島振興開発計画等

第一節 基本方針

第四条 主務大臣は、第二条の基本理念にのっとり、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 6 （略）

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

（振興開発計画）

第五条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 12 （略）

（特別の助成）

第六条 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

2 前項に規定する事業に要する経費に対する他の法令（当該事業が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条第二項に規定する開発指定事業に相当するものである場合には、当該事業については、同法の規定の適用があるものとした場合における同法を含む。）の規定による国の負担又は補助の割合が、前項の政令で定める割合を超えるときは、当該事業に要する経費に

対する国の負担又は補助の割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項に規定する事業に要する経費につき、第一項及び第二項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要な特例を定めることができる。

5 (略)

第三節 交付金事業計画及びこれに基づく措置

(交付金事業計画の作成)

第八条 鹿児島県は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業（奄美群島市町村その他の者が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）を実施するための計画（以下「交付金事業計画」という。）を作成することができる。

2 交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で政令で定めるものに関する事項
二 計画期間

3 交付金事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 交付金事業計画の目標

二 その他主務省令で定める事項

4 鹿児島県は、交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、奄美群島市町村その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

5 鹿児島県は、交付金事業計画に奄美群島市町村その他の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該奄美群島市町村その他の者の同意を得なければならない。

6 鹿児島県は、交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

7 前三項の規定は、交付金事業計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第九条 鹿児島県は、次項の交付金を充てて交付金事業計画に基づく事業の実施（奄美群島市町村その他の者が実施する事業に要する費用の全部又は一部の負担を含む。）をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならない。

- 2 国は、鹿児島県に対し、前項の規定により提出された交付金事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(計画の実績に関する評価)

第十条 鹿児島県は、前条第二項の規定により交付金の交付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、交付金事業計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、交付金事業計画に基づく事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、交付金事業計画の実績に関する評価を行わなければならない。

- 2 鹿児島県は、前項の評価を行ったときは、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

○ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）

第一章 総則

(定義)

第四条 この法律において「小笠原諸島」とは、嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 (略)

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

第一節 基本方針

第五条 国土交通大臣は、第二条の基本理念にのっとり、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 6 (略)

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

(振興開発計画)

第六条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2～11 (略)

(特別の助成)

第七条 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 (略)